

岡山大学学生の大学会館施設使用要領

〔平成21年12月9日
学生支援センター運営委員会承認〕

- 第1 岡山大学の学生及び学生団体が、岡山大学大学会館使用要項（以下「要項」という。）第3第一号に定める施設（以下「施設」という。）の使用を希望する場合は、この要領によるものとする。
- 第2 使用時間は、原則として3時間以内とする。ただし、特に必要な場合は、学長の許可を経て、延長することができる。
- 第3 施設の使用を希望する学生及び学生団体の代表者（以下「使用希望者」という。）は、自主的に施設の使用予定を調整するために学生協議会を開催することができる。
- 2 学生協議会では、月毎及び半期の使用予定を調整するため、それぞれ月例協議会及び半期協議会を開催する。また、月例協議会及び半期協議会それぞれにおいて、大集会室及びホールを甲、それ以外の施設を乙に分けて、協議する。
- 3 学生協議会開催等の事務は、使用希望者のうち、サークル等で定める学生当番の代表者（以下「学生当番代表者」という。）が担当する。
- 4 学生当番代表者は、1週間前までに学生協議会の開催日時を学生支援課に連絡し、掲示板に掲示する。
- 第4 使用希望者は、要項別紙の大学会館使用願（以下「使用願」という。）を学生協議会開催日の3日前までに学生支援課を経て、学生当番代表者に提出するものとする。
- 2 使用届を提出した使用希望者が、学生協議会を欠席した場合は、使用予定の調整を受けることができないものとする。
- 第5 学生当番代表者は、学生協議会において調整された使用予定（以下「調整済予定」という。）を学生支援課に提出するものとする。
- 2 学生支援課は、岡山大学の行事と重複する等で調整が必要な場合は、調整済予定を変更、又は取り消すことができる。
- 第6 学生支援課は、調整済予定を考慮し、学生の施設使用について包括的に学長の許可を得るものとする。
- 第7 調整済予定のない施設については、使用希望者が使用を希望する日の2日前までに、学生支援課に要項に定める岡山大学大学会館中央館使用願を提出し、学長の許可を得るものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。